

告示

埼玉県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千六百七十三平方メートル

（変更後）三千三百三十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一八四・〇四平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二四二・九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二二・四三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二九・一五立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年九月十九日

ニ 届出年月日

令和三年一月十八日

二 縦覧期間

令和三年二月二日から令和三年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二日から令和三年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課